

大阪府歯科医師会関係団体 「6会ニュース」

令和6年12月9日作成

〇ベースアップ評価料の届出を早急に！！

—届け出た先生のみ支援パッケージを申請できます—

令和6年12月4日（水）の歯科通信より抜粋

令和6年度
補正予算案

効率化で歯科診療所に18万円

ベース評価料の算定が条件

令和6年度補正予算案で、医療分野の賃上げ支援として、歯科含む診療所に18万円を補助することや、災害時歯科保健医療提供体制整備事業10億円なども盛り込まれている。11月30日にANAクラウンプラザホテル米子（鳥取県米子市）で開かれた令和6年度「九州・中国・四国」地区歯科医師会連絡協議会の来賓あいさつで、日本歯科医師会の高橋英登会長、比嘉奈津美参議院議員、山田宏参院議員からも補正予算についての発言があった。

◆◆◆

高橋会長は特に、医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援「人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ」に言及。

同事業は、ICT機器の導入やタスクシフトなどに

よる業務の効率化の経費を支援するもので、診療所への交付額は18万円とされている。

高橋会長は診療報酬改定で設けられたベースアップ評価料の算定が2割程度に留まっている点に触れ、「申請ができるのは、ベースアップ評価料を算定している医療機関に限られている。現状では2割しか申請できない状況」と説明した。

大阪府歯科医師会の対応

- ・新設医療機関も開設から1カ月経過後に届出可能
- ・届出様式が簡素化されました
- ・府歯ホームページに届出の入力例・記載例を掲載(手書きの先生にも対応)
- ・府歯ホームページに届出方法のわかりやすい動画(最新版) もアップ

※ホームページの閲覧が難しい先生におかれましては、
本会医療課（TEL06-6772-8884）までご照会願います。